倫理綱領及び行動指針

私たちは、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「障害者の権利に関する条約」の理念を尊重し、すべての子どもと障害のある人たちに安全な暮らしと安心できる環境が保障され、一人ひとりの子どもと障害のある人たちが豊かな人生を実現できる社会を願うと共に、グラビティビス株式会社の職員としてその職務を遂行するにあたり、確固たる倫理観をもって自らの役割と使命を自覚し、ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

倫理綱領

１．　生命の尊厳

　私たちは、子どもと障害のある人たち一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

２．　個人の尊厳

　私たちは、子どもと障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

３．　人権の擁護

　私たちは、子どもと障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

４．　社会への参加

　私たちは、子どもと障害のある人たちが、社会を構成する一員として豊かな市民生活が送れるよう一人ひとりのニーズに沿った支援を心がけます。

５．　専門的な支援

　私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、子どもと障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援します。

職員行動指針

　グラビティビス株式会社は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するために、「グラビティビズ株式会社職員行動の指針」を定め、法人内外に示します。

　グラビティビス株式会社のすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

１. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

　グラビティビス株式会社は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

２. 【プライバシーの保護】

　グラビティビス株式会社は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

３. 【個人情報の保護と管理】

　グラビティビス株式会社は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取り扱いを心がけます。

４. 【説明責任（アカウンタビリティー）の徹底】

　グラビティビス株式会社は、利用する子どもと障害を持つ人たちやその家族に提供する、サービスや関連する情報について、誠実に説明責任を果たすよう努めます。

５. 【危機管理（リスクマネジメント）の徹底】

　グラビティビス株式会社は、「事故防止マニュアル」「災害時の対応マニュアル」「嘔吐時対応マニュアル」等に基づいて、常に安全性に配慮したサービスの提供に努めます。

６. 【不断の事業運営の検証と透明性】

　グラビティビス株式会社は、法人が行う事業の運営について職員による自己評価と利用する子どもの保護者による事業評価を実施する等して、常に事業運営を検証することに努め、その結果を公表します。

７. 【利用者本位の事業運営】

　グラビティビス株式会社は、利用する子ども又は障害を持つ人たち本位の事業運営を心がけます。職員は、利用する人々から安心と信頼が得られるよう心がけます。

８. 【虐待防止】

　グラビティビス株式会社は、虐待は決してあってはならないとの覚悟をもって、「虐待防止マニュアル」に基づき体制を整え、日ごろから研修に努めます。

９. 【苦情解決】

　グラビティビス株式会社は、利用する子どもの保護者や障害を持つ人たちとその保護者からの苦情に誠実に向き合い、苦情解決に向けて真摯に取り組みます。

１０. 【資質の向上】

　グラビティビス株式会社は、利用する人たちの安全を図り、安心できる環境を提供することができるよう、また、子どもの発達や障害理解、支援技術等の専門的な資質を向上させるために研鑽に努めます。